

東京都条例における不適正な取引行為を禁止する規定の強化について

東京都消費生活条例では、事業者の不当な取引行為を7つに類型化して禁止するとともに、その悪質な事業行為の具体的な内容を規則で定めている。

7つ類型は以下の通り（条例第25条第1項第1号～第7号）。

- (1) 不当勧誘行為（不実告知、情報提供義務違反等）
- (2) 不当勧誘行為（威迫、困惑等）
- (3) 不当な取引内容を定める行為
- (4) 不当な履行強制行為
- (5) 不当な履行引延行為
- (6) 不当な終了拒否行為
- (7) 不当与信行為

平成14年の条例改正では、消費者契約法など新たな法規制の整備や電子商取引などの新たな取引形態の出現などを踏まえて、不適正取引行為に関する規定を強化している。主な追加規定としては以下の通りである。

	内容	規定
	迷惑メール等、消費者の拒絶の意思表示にもかかわらず、または意思表示にもかかわらず、または意思表示の機会を与えることなく電気通信手段を介して一方的に広告宣伝等を反復して送信する行為	条例第25条第1項第2号、施行規則第7条第2号
	不確実であるのに断定的判断を提供して勧誘するなど、消費者契約法で取消しできる不当勧誘、または消費者の利益を一方的に害するなどの無効約款で契約を締結させる行為	条例第25条第1項第1号、施行規則第6条第3号
	従前の取引情報等の個人情報を悪用して契約を締結し、二次被害をもたらす行為	条例第25条第1項第2号、施行規則第7条第9号
	インターネットで情報を流布する旨の言動等を用いて債務の履行をさせる行為	条例第25条第1項第4号、施行規則第9条第3号
	事業者名を明らかにせず、または偽って強引に債務の履行を迫る等の行為	条例第25条第1項第4号、施行規則第9条第6号
	法令により認められている財務書類等の閲覧権や情報の開示等を拒む行為	条例第25条第1項第5号、施行規則第10条第2号
	正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、または事前の通知をすることなく履行を中止する行為	条例第25条第1項第5号、施行規則第10条第3号

なお、条例の規定に違反する悪質な事業行為などについては、業務改善などの勧告や公表措置がとられるが(条例第 48 条、同第 50 条)、今回改正では、勧告の前に義務付けられている事業者からの「公開による意見の聴取」に代えて、「意見を述べ、証拠を提示する機会」を与えられることになった(条例第 49 条)。